

令和 7 年度佐賀県飲食産業ブランド化プロジェクト業務委託
プロポーザル質問回答書

令和 7 年 3 月 12 日（水）
佐賀県産業労働部産業政策課

No.	質問	回答
1	<u>地域おこし協力隊員の待遇・福利厚生について</u> ・家賃および共益費の補助はありますか。 ある場合は、上限はいくらですか。 ・生活用備品や住居の光熱水費の補助はありますか。ある場合は、上限はいくらですか。 ・引っ越し費用の補助はありますか。 ある場合は、上限はいくらですか。 ・社会保険、雇用保険はどのような対応となりますか？	地域おこし協力隊員の活動費については、佐賀県地域おこし協力隊活動助成金交付要綱に則り補助を実施することとしており、お問い合わせの経費については以下のとおり規定しています。 家賃：月額 55,000 円を上限 引っ越し費用：150,000 円以内 なお、生活用備品や光熱水費は対象としない予定です。また、任用期間中は、以下の保険が適用されます。 ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険
2	<u>地域おこし協力隊員の勤務について</u> ・活動に必要な備品（公用車・パソコン・スマートフォン等）は貸与されますか。また、メールアドレスは支給されますか。 ・副業は認められますか。 ・所定労働時間外の労働が発生した場合、賃金は支払われますか。 ・休日（週休日・祝日、お盆・年末年始等）規則をご教示ください。 ・休暇規則（年次有給休暇、夏季休暇、産前産後、育児参加等）の規則をご教示ください。	・パソコンは貸与、メールアドレスも付与されます。スマホは貸与しない予定です。県の公用車が使用可能です。 ・兼業は禁止していません。 ・時間外労働は想定していませんが、発生した場合には時間外勤務手当を支給します ・月 16 日勤務とし、土曜日、日曜日、祝日以外の週休日は所属長が決定します。また、休日は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日と、年末、年始（12 月 29 日から 1 月 3

		日まで) です。 休暇は、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する要綱のとおりです。
3	4 業務内容(1) 佐賀ラーメンブランド化業務 <u>③過去の文献検索等情報収集について</u> 当業務において具体的な成果物として、提出が必要なものがあればご教示ください。	文献検索等情報収集した有益な情報について、一旦一通り整理した内容を報告書等でご提出いただくように考えております。
4	4 業務内容(2) 佐賀ラーメン情報発信業務について 仕様書に記載のコンテンツと比較して、さらなる効果が見込めるものがあれば、代替案の提案は可能でしょうか。	今回はプロポーザルによる事業者の選定となりますので、少なくとも仕様書を満たしたご提案をしていただいた上で、より効果的なご提案があれば、評価基準の加対象となりますので、ぜひご提案ください。 その後、選定した事業者と提案について協議をした上で、改めて仕様を作成し、契約という流れとなります。